

第 27 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年9月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一
17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄
24 番 外 岡 健 寿		

欠席委員（8名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一
16 番 関 成一	23 番 小 島 雄 一	

事務局

事 務 局 長	横 山 英 雄	次 長	吉 川 正 浩
副 参 事 兼			
次 長 補 佐 兼	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
調 査 広 報 係 長			
農 地 係	関 拓 也	農 地 係	塚 田 一 平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地改良協議に対する同意について

報告第8号 農地の転用事後確認調査結果について

会 議 の 概 要

事務局 皆様，おはようございます。

定刻になりましたので，会長，開会をお願いいたします。

会 長 皆さん，おはようございます。

新型コロナウイルス感染対策のため本日はA，C班が参集ということで，A，B，C班の全員がそろって開会することは，しばらく先になるかと思えます。来月はB，C班が参集になりますね。

本日は9月も半ばということで，稲刈りも終わった方，あるいはまだ途中の方もいると思うんですけども，先月の総会で，皆川代理が一番肥料のことを心配されておりました。全くそのとおりだと思うんですね。なかなか中国との関係が改善されない限りリン鉱石が日本に輸出されるということはないかと思うんですね。そうしたときに，どういうスタイルの農業ができるのかということになりますね。

そのやり方にはいろいろあるかと思えますけれども，例としては畜産農家の堆肥の有効活用，また堆肥を加工するなどの方法があると思えます。その他にも実は，水戸市内，皆さんのところもそうだと思うんですけども，13か所農業集落排水事業，これが今，一般下水道に順次変更されまして，平須だけがコンポストといいまして，汚泥を発酵させて，それをペレット状にしたものを十数年産出したわけです。それが全部無料で農家の方に配られておりました。私の考えですけども，今後については，ほかの12か所もそういった方法を水戸市で取り入れて，農家の方にコンポストの肥料を配布する。そういう方法も考えていけないといけないような時期に来ているのではないかなという感じはしております。

このような話をするのは，ウクライナにロシアが攻め込んで，世界の食糧事情が変わってきており，今や我々の農業まで及んできているということを感じるからだと思いますので，皆様もぜひその辺のところ，今後の水戸市に対する要望ともなりえますので，よくその辺のところを組み入れて，市長に対する要望書をつくっていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 それでは，ただいまから第27回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は，出席16名，欠席8名であります。よって，過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき，会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして，議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任の声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

まず、7番、飛田信広委員、そして9番、雨谷克己委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第27回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が11件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が35件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が7件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が18件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が2件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして83件が本日の審議総括となっております。

以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。11番、皆川(重文)委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われまので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第6項及び第7項は関連があるため，まとめて上程いたします。

事務局 第6項と第7項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第6項，第7項ともに契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため，申
請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれ
にも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。16番，関委員の代理発言となります。

第6項，第7項ともに調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま
皆さんのご審議をよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項であります, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2
項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございます, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われまので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様ご審議よろしくお
願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議よろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、申請地は平成29年10月30日に診療所として転用許可済でございますが、計画変更により承継を伴う事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上ですので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上ですので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川（重文）委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川（重文）委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項及び第6項は関連があるため，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項及び第6項でございますが，関連がございますので，併せてご説明いた

します。契約内容は両案件とも使用貸借でございます。借人は不動産業を営んでおりますが、近隣の宅地開発に伴い、雨水処理の流末水路機能を向上させる必要があるため、水路を拡幅整備し、第6項は水路拡幅工事に伴い、資材置場及び作業場として利用したい旨の一時転用申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第6項の転用期間は10か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川（重文）委員の代理発言となります。

第5項，第6項ともに調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項及び第8項は関連があるため，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項及び第8項でございますが，関連がございますので，併せてご説明いたします。契約内容は両案件とも売買でございます。受人は現在実家に住んでおりますが，独立するため住家を新築し，あわせて建設業の会社を経営しておりますが，現在の資材置場で資材の盗難被害があり，盗難防止対策のため建築予定の自宅隣地に資材置場を整備し，会社に貸し付けたい旨の申請でございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，第7項は建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は8か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおり，一時転用申請でございます。

申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，一時転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。10番、安藏委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての一時転用申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。10番、安藏委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は常磐高速道路水戸北インターチェンジから300メートル以内にある農地であることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21番、加倉井です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や
山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料され
ます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思いますので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見をごさいますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第29項をごさいますが、内容は議案書のとおりをごさいます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上をごさいます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第30項及び第31項は同一事業であるため，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第30項及び第31項でございますが，同一事業ですので，併せてご説明いたしま
す。契約内容は第30項が売買で，第31項が贈与でございます。受人は建設業を営んで
おり，平成14年1月頃から資材置場として使用してきましたが，手続が未済のため始
末書を添えての申請であり，第31項は隣接の資材置場と併せて事業効率化を図るため，
資材置場を拡張したい旨の申請でございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産
性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

市村委員 13番，市村です。

ただいまの案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われ
ますので，ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第32項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第32項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第33項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第33項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に水戸市役所内原出張所と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。23番、小島委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第34項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第34項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内にある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

また、農振農用地区域内であるため除外手続をし、現在、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第35項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第35項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく

お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 それでは、農政課、伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が11万2,453平方メートル、うち再設定が1万8,875平方メートル、畑が2万9,107平方メートル、うち再設定が4,300平方メートル、設定者は56名、取得者は9名、うち再設定の設定者は9名、取得者は3名でございます。

利用権の設定日は、令和4年9月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

また、中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきまして、最終ページに記載がございますので、そちらも各自ご確認をお願いいたします。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。

続きまして、6ページ、報告第8号 農地転用事後確認調査結果についてご説明いたします。

この調査につきましては、毎年前年に農地法第4条及び第5条で許可した案件が、目的どおり転用されているかどうか、2,000平方メートル以上は全て、2,000平方メートル未満については5%を抽出して調査し、県に報告しているものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

未着工のものや工事の進捗が遅れているものにつきましては、工事遅延理由書や今後の事業計画書の提出を求めるなど、早期に事業を完了するよう指導を行っております。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして、第27回総会を閉会いたします。

ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時05分

